

福山市警備業務等条件付一般競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う警備業務等に係る条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の試行に関し、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 一般競争入札の対象となる警備業務等（以下「対象業務」という。）は、次の各号に掲げる業務とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 1年当たりの設計金額（以下「設計金額」という。）が1,200万円以上の警備業務（機械警備業務を除く。）
- (2) 設計金額が250万円以上の清掃業務
- (3) 建築設備運転監視業務

(入札参加資格要件)

第3条 対象業務の入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、各号に規定する要件を定めないことができる。

- (1) 福山市警備業務等競争入札参加者資格審査会規程（平成26年訓令・上下水道事業管理規程・病院事業管理規程第2号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者
- (2) 警備業務及び清掃業務においては、それぞれに定める入札参加資格の認定に係る格付の等級のAを有する者。ただし、当該業務の履行開始日の前年度において、当該業務を12か月履行中であり、かつ福山市内に本店を有する者については、当該等級のBを有する者を参加させることができる。
- (3) 対象業務の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、福山市警備業務等委託業者指名除外基準（昭和59年2月1日施行）及び福山市建設工事等指名除外基準要綱（平成6年11月17日施行）に基づく指名除外又は指名留保措置を受けていない者
- (4) 対象業務の内容に応じ、別に定める業務実績を有する者。ただし、業務の内容によっては、入札参加要件として業務実績を定めないことができる。
- (5) 福山市内に本店を有する者。ただし、設計金額が4,000万円以上の建築設備運転監視業務については、本店、支店等を福山市内に有する者とする。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (7) 設計金額が1,200万円以上の清掃業務においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は同項第8号に規定する事業の登録を受けている者
- (8) 設計金額が4,000万円以上の建築設備運転監視業務においては、入札参加資格申請時に提出した同種業務の直前2年の年間平均業務実績高が、4,000万円以上で

ある者

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が個々の対象業務ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者

(入札参加資格要件の決定等)

第4条 契約担当課長は、対象業務を発注する業務主管課長と協議の上、規則第28条に規定する公告案を作成するものとする。

2 対象業務の入札参加資格要件は、福山市事務決裁規程（昭和41年訓令第2号）に定める決裁権者が決定する。

(公告)

第5条 市長は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、対象業務の概要及び入札の手続き等について定め、規則第27条の規定に基づき公告するものとする。

(入札の参加申請)

第6条 入札参加希望者は、対象業務の公告に定める期限までに、次に掲げる書類を提出し、第3条各号に該当するかどうかの審査を受けなければならない。

(1) 入札参加希望書

(2) その他別に指定する書類

(入札参加資格の確認結果の通知等)

第7条 市長は、入札参加資格の確認結果を、資格確認結果通知書により、入札参加希望者に通知するものとする。

2 市長は、入札参加希望者が第3条に掲げる入札参加要件に該当しないと認めたときは、当該入札参加希望者を入札に参加させてはならない。

3 市長は、前項の規定により、入札に参加させないときは、当該入札参加希望者に、その理由を説明しなければならない。

(入札参加資格の喪失)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による通知の後において、入札参加資格を有すると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格者を入札に参加させてはならない。

(1) 第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 第6条の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

(入札手続)

第9条 入札参加資格者は、対象業務の公告に定める期限までに、入札書を提出するものとする。

2 入札参加資格者は、その提出した入札書を書換えし、引換えし、又は撤回することができない。

(開札処理)

第10条 市長は、入札を執行し、開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として、その商号又は名称及び入札金額を明らかにする。

2 前項において落札者を決定する際、落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(設計図書等の貸与等)

第11条 対象業務の設計図書等は、公告に定める期間、公告に定める場所において貸与する。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）1月17日から施行する。